

## 三宅島の現状（その４１）

平成14年10月25日

現地災害対策本部(三宅島)

### 【気象及び火山活動の状況】 10月11日～10月25日

14日迄は高気圧に覆われ晴れの日が続きましたが、15日以降は南からの暖かく湿った空気の影響や低気圧の通過によって雨の降る日が多く、16・18日両日は雷を伴い、21日には1時間に30mm以上の激しい雨が降りました。また24日にも低気圧の影響で弱い雨が降りました。

火山活動に大きな変化はなく、噴煙の状況は雲のため観測できない日が多くありました。15日と17日には火口上800メートルまで上がっているのが観測されました。16日には海上保安庁の協力により火山ガス（SO<sub>2</sub>）の放出量調査を行い、約6,000トン/日を観測しました。島内のガス濃度（SO<sub>2</sub>）は、16日に金曾沢で10.6ppm、三池港付近で7.7ppmを観測しました（気象庁火山ガス機動観測）。

### 【日帰り帰宅事業の実績】

年月日	H14. 10. 15	H14. 10. 18	H14. 10. 22
場所	坪田地区	三宅地区	阿古地区
人数	231名	253名	258名

### 【全世帯対象一時帰宅事業の実施】

年月日	H14. 10. 24
場所	沖ヶ平・神着C地区
人数	156名

三宅村では、本年4月より実施してきた住民の日帰り帰宅事業に代わり、全世帯を対象とした一時帰宅事業を村負担で行うことになりました。第1回は三池・阿古D地区の住民を乗せて10月22日夜かめりあ丸が竹芝を出発しましたが、海上が荒れて三宅島に着岸できずに引き返し、10月30日夜発に延期となりました。同23日夜発は、沖ヶ平・神着C地区の住民156名を乗せて無事実施されました。これから11月下旬までの間、地区別に合計12回の一時帰宅事業が予定されています。

### 【鴻池防災担当大臣が来島】

10月15日に鴻池防災担当大臣が来島され、伊豆の住民避難用脱硫施設建設予定地をはじめ、島内被害状況の現地調査が実施されました。当日は坪田地区の日帰り帰宅事業を実施中でしたが、大臣は錆が浜で出航前の島民に激励の声を掛けられていました。

### 【坪田漁港の応急復旧】

10月1日の台風21号で被災した坪田漁港の仮係留施設に代わり、応急復旧として築造していたコンクリートによる仮係留施設が10月23日から暫定的に供用可能となりました。これにより、三宅と神津との間を結ぶえびね丸が坪田にも接岸可能となりました。

### 【就労情報】

村役場では求人情報を下記のホームページに掲載するとともに、住民情報ネットワーク（島民連絡会）42ヶ所の連絡所にも送付しております。仕事を探している方はもよりの連絡所でご覧下さい。また、就職についての相談は三宅村村民課避難対策係（代表03-5321-1111内線45-651）にご連絡ください。なお、直近の情報はホームページ「三宅島を離れた村民のみなさまへ」をご覧ください。

(アドレス <http://www.miyakemura.com>)

(問い合わせ先) 三宅支庁総務課行政係 電話：03-5320-7854

# 議 会 報 告

## 三 宅 村 議 会

### 特別委員会で東海汽船㈱幹部との航路問題について懇談会を実施

平成 14 年 10 月 10 日（木）午後 3 時から東海汽船㈱本社応接室に於いて、鮫島社長をはじめ幹部と議員とで、4 月 30 日に続き航路問題について、2 回目の懇談会を行いました。その際の質疑の概要について報告いたします。

質 問・ 12 月から 3 月の間、三宅島への島民の帰島便が無くなるということで、現在でも在島時間が短く、家屋の補修等について島民の不満が多く出ており、その対応策の 1 つとして、八丈便の三宅島寄港を、是非実現していただきたいのですが、実現についての考えは？

回 答・ 八丈便の三宅島への寄港については、「噴火活動で人が住めない状態の危険な島に寄港することは認められない」とされているところです。

会社としては八丈便を三宅島に寄港できた方が、現在の船便を有効的に活用できますし、むしろ都合が良いと考えています。乗降船場所等の特定（船室を分ける）などにより、対応することも可能と考えています。

また、12 月から 3 月までは週 1 回、はまゆう丸が防災関係者を運ぶことになっており、はまゆう丸（和室 110 人分、椅子席 100 人分可能）を、継続して使用することも可能と考えていますが、今のところ要請は来ていません。

質 問・ 定期船の船室内の、火山ガスに対する機密性に問題はないですか？

回 答・ 船室の機密性については、設計図を提出しており、かめりあ丸船内でガス検知をしていますが、いまだにガスを感知したことはありません。

質 問・ 日帰り帰宅の定数を 300 名としているのは、会社側の見解ですか、それとも行政側の島内での対応の上の都合ですか？

回 答・ 定数 300 名については、行政側の定めごとであります。かめりあ丸の場合 400 名は乗船できます。

質 問・ 船内の客室を閉鎖し、冷暖房を停止した場合、客室への影響はどうなりますか？

回 答・ 船内の冷暖房には、外気の吸入が必要ですが、これからの季節、三宅島に入港

時に、暖房運転を1時間程度止めても問題は有りませんが、それより他の乗客等からのクレームなどを心配しているのではないのでしょうか。

**質 問**・ 三宅村は復興基本計画で、観光を中心に据えているが、これからの観光には、運行時間の短縮が必要であり、大島では高速船の運航により、観光客が増えていると聞いていますが、将来、三宅島に高速船を導入する考えは？

**回 答**・ 三宅島までの高速船の運航は可能ではありますが、八丈島までの運行には無理がありますので、八丈航路の問題が出てきます。八丈便は三宅島間が収入の大部分を占めており、また、高速船の運航は補助の対象外であるため、経済面の問題が残ります。

たしかに、大島航路などは高速船になって、子供連れや老人の客層が増えたように思います。

また、高速船の運航には、水深7メートルの接岸港が必要になります。

いずれに致しましても、三宅島島民の方が早く三宅島に戻り、三宅島の復旧、復興に努力され、元気な生活に戻られることを願っております。

**委員長**・ 本日はお忙しい中、有難うございました。今後とも島民のために努力いたしますので、是非ご協力をお願いいたします。

。 。

その他の活動状況について(概要については後日議会便りにてお知らせを予定しています)

## 10月17日(木)

鴻池防災担当大臣への陳情に村長と同行し、生活支援などの必要性を訴えました。その後自民党本部での自民党都連との懇談会でも同様に陳情を行いました。

また、公明党三宅島復興対策本部との懇談会に於いても同様に陳情を行いました。

## 10月18日(金)

都議会議事堂控室に於いて、共産党都議会議員団との懇談会に於いて陳情を行いました。

今後とも噴火災害によるさまざまな問題について、国、東京都など関係機関に対し、要望、陳情活動を続けてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



陳情後鴻池防災担当大臣を囲んで

平成14年11月1日

## 三宅村復興計画策定委員会の報告

### 第10回三宅村復興計画策定委員会開催

[日時] 平成14年10月4日(金)  
午前10時00分～午後1時00分

[場所] 東京都庁第一本庁舎北側42階C会議室

[主な内容]

◎別紙議事概要のとおり……………1～4ページ

三宅村復興計画策定委員会事務局

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎南41階

電話 03(5320)7826 FAX 03(5388)1603

メールアドレス miyake\_c@miyakemura.com

## 第10回三宅村復興計画策定委員会の議事概要

「三宅村復興基本計画（案）」について、委員の方々から次のような意見が交わされました。

### 1. 復興基本計画の目標年次について

<意見>

・基本計画では「帰島までに完了」する事業を整理しているが、目標年次のカ所でそれが明文化されていないので、対応が必要である。

<結論>

・目標年次のカ所で、帰島までに完了する事業の位置づけが分かるような文章表現・図示を行う。

### 2. 将来人口の想定について

<意見>

・10年後の将来人口を示す出発点として、現在の人口を記載しておくべきではないか。

<結論>

・全島民避難時の定住人口を括弧書きで加える。

### 3. ゾーニングについて

#### －教育・文化ゾーンについて－

<意見>

・展開の方向として「島の未来を担う人材を育むため『観光産業科』『福祉科』『水産科』等、新たな学科の創設など、特徴ある教育の推進を目指していく」とあるが、『観光』と『産業』は分けた方が分かりやすいのではないか。

<結論>

・趣旨としては、これから三宅島では「観光を中心に産業を発展させていこう。そのため、教育面でも対応を図っていこう」とするものなので、『観光産業科』の名称はこのままの通りとする。

#### －農業活性化（体験）ゾーンについて－

<意見>

・観光では「エコツーリズム」をキーワードとしてきたが、農業における体験型観光の推進を示すキーワードとして、「グリーンツーリズム」を入れ込んだらどうか。

<結論>

・農業活性化（体験）ゾーンにおける展開の方向で、「グリーンツーリズムの推進を目指す」旨の文章を追加する。

## 一商工業・新産業活性化ゾーンについて一

### <意見>

・ 今後は、情報基盤の整備とともに、幅広い客層を対象に、インターネットなどを利用した島の産品販売を進めていくべきである。その際の課題は、品質の一定した高付加価値産品を新鮮な状態で消費者に届けることなどである。また、Iターン者が住みたいと思う環境整備を進めることでマイクロビジネス等知的産業を誘致していくことも必要である。ゾーンとしては未設定でいいので、こうした「情報産業と連動した新産業の育成」に関する施策を設けるべきではないか。

### <結論>

・ 「情報産業と連動した新産業の育成」への取り組みを加えることとし、具体的な施策は事務局で検討する。

## 一建築・居住を規制するゾーンについて一

### <意見>

・ 火山ガスの放出はいずれは沈静化するであろうが、噴火に伴う沢沿いの土石流災害などは今後も危険性をはらんでいるので、「被害緩衝ゾーン」などを設け、個人資産をもたさない共有地として位置づけるべきではないか。

・ 二度と同じような泥流被害を受けて埋まってしまうことのないように、今後作成されるハザードマップを尊重し、新規の構築物については規制をかける必要があるのではないか。

### <結論>

・ ゾーニング体系の冒頭に「今後整備するハザードマップで安全が確保されないような所には新規の個人財産の形成、あるいは公的資産の形成は行わないように最大限の配慮をする」という文章を追記する。

## 4. 基本計画について

### (1) 生活再建について

#### 一避難中の生活支援について一

### <意見>

・ 避難の長期化が進む中、生活に困窮している世帯を支援するため、まず、三宅島民も東京都民であるという観点から東京都への綿密な協力を求め、その上で国に支援を求めるべきではないか。

・ 災害を要因とした生活保護のしくみづくりに対する要望は行っているが、現時点では生活保護の弾力的運用を望むという状況にある。

### <結論>

・ 災害が要因で生活が困窮していることは明らかなので、生活保護など現在ある社会制度は積極的に使うべきであり、自治会などでも積極的な利用を呼びかけていくべきである。

## －事業者の資産保護について－

### <意見>

・生活再建の取り組みをまとめた文章の中で、「できるだけ早急に、数日間島内に滞在し、家屋所有者が家屋保護のために活動できる場を確保するとともに、その環境を整える。」とあるが、事業者の資産保護についても言及して欲しい。

### <結論>

・以下の文章に変更する。「できるだけ早急に、数日間島内に滞在し、個人資産保全のために活動できる場を確保するとともに、その環境を整える。」

## (2) 地域振興について

### －観光振興施策・方針について－

#### <意見>

・年間 12 万人の交流人口目標はハードルの高い目標であり、今までの観光の質を変えていかなければならない。そのためには、島内アクセスの抜本的改善、人材の育成、ソフト面の開発と情報発信などが必要である。

・島内アクセスについては乗り捨てバスのような仕組みが考えられないか。水洗トイレの普及など最低限の基盤整備も必要である。基本的な姿勢としては、「観光は観光業者だけが行うのではなく、島民全体でおもてなしの心をもって来訪者を迎える」という意識改革が必要である。

・地域振興の取り組みをまとめた文章は、新しい観光のイメージが弱い。「三宅島にしかないもの、三宅島でしか体験できないことを追求する」ことなど、もっと観光振興の理念にふれた方がよい。

#### <結論>

・地域振興の取り組みをまとめる文章については、前段で年間 12 万人の交流人口目標は高いハードルであることに言及する。その上で、今までの三宅島観光をあらゆる方面から見直すことが必要であること、ここであげられた施策を出発点として、今後、見直しを図っていくことについて言及することとし、具体的な文章作成は事務局で検討する。

## (3) 防災島づくりについて

### －大型避難施設について－

#### <意見>

・防災島づくりの取り組みをまとめた文章で、「今後また全島民が島外避難するような大災害に備えるため、島内一カ所に全島民を集めることができ、避難生活が長時間に及ぶ場合にでも避難所の役割を十分果たせることが可能な避難施設の整備を図る」とあるが、実際の災害では、道路の寸断などで島内 1 カ所に島民を集めるのは難しいのでは。

・ここでいう避難施設は、今回整備する 300 人規模のクリーンハウスとは別のものなのか。

#### <事務局の見解>

・小規模な災害については、各地区で避難体制づくりや施設整備を図ることで対応し、こ

こであげた避難施設は大規模災害時における島外避難の集結拠点と位置づけている。

・今回整備するクリーンハウスと併せて、通常は体育館などとして機能する複合的な施設などを整備していくことを検討している。

## 5. 財源確保の方法・今後の課題について

### －今後の課題について－

#### <意見>

・今後の社会情勢の変化や新たなアイデアの検討などを踏まえ、今後の課題の力所で、必要に応じて計画の見直しを図ることを入れるべきである。

#### <結論>

・社会経済情勢の変化に応じて、適宜、計画の見直しを図る旨の文章を追加する。

### －復興計画全般について－

#### <意見>

・当復興計画の実現に向けては、数々の大きな課題があるが、行政改革など先進的な取り組みを示せる可能性を有している。したがって、役場だけでなく島民の共通理解を得て、行政・住民の一体的な取り組みが必要である。

以上の内容の通り、「三宅村復興基本計画（案）」について議論がなされました。

次回の三宅村復興計画策定委員会の開催予定日は、11月28日（木）です。



## 火山活動に関する説明会開催のお知らせ

10月15日に気象庁から「三宅島の火山活動に関する火山噴火予知連絡会統一見解」が発表されました。

そこで、6月と同様に三宅村では気象庁にお願いして、島民むけの「統一見解」の分かりやすい解説と、今後の火山活動の見通しについて、下記のように説明していただくことになりました。

皆様の振るっての参加をお待ちしております。

### 記

- 1 日 時 平成14年11月23日(土) 13:30~15:30
- 2 場 所 都庁第1庁舎 5階 大会議場
- 3 説明者 渡辺 秀文 火山噴火予知連絡会伊豆部会長(予定)  
山本 雅博 気象庁地震火山部火山課長(予定)
- 4 その他 島民証明書や保険証など、三宅島の住所がわかるものをお持ちください。

● 後期の編集世話人が決まりました ●

農場だより制作のお手伝いをしてくれる、編集世話人が新たに決まりました。早速、抱負を語っていただきました。

● 木村里恵

編集世話人は2回目になります。楽しく生き生きとした場員の様子を沢山お伝えしたいと思います。



● 脇谷 正美

よろしくお願いします。



● 佐々木美紀子

初めてのげんき農場、初めての編集世話人と、分らないことばかりですがよろしくをお願いします。



● 木村喜江

農場に来てもう半年が過ぎました。後期は編集世話人としても頑張ります。

● 斉藤カネ子

年の功でお役に立てるよう頑張ります。

● 11月中の出荷予定イベント ●

農場の収穫物を無料配布するイベントをご紹介します。詳細についてはお問い合わせください。

- ・NHK「ふるさとの食 につぼんの食」東京フェスティバル(11月2日～4日)
- ・東京農業祭(アグリフェスタウキョウ)(11月2日)
- ・八王子技術専門校技能祭(11月2日)
- ・産業交流展(11月12日～13日)
- ・農林水産祭「実りのフェスティバル」(11月15日～17日)
- ・JF全国おさかなまつり(11月22日～24日)

来場者紹介

【見学等】

- ・鈴木博さん(八王子市在住:阿古)
- ・奥山美智子さん(八王子市在住:坪田)
- ・築穴君枝さん(武蔵村山市在住:坪田)
- ・坪田駐在所(警察官) 秋野勝孝さん
- ・八王子市暁町 森武夫さんご夫妻
- ・浅沼徹哉さん(八王子市在住:阿古)ご夫妻 外3名
- ・坪田駐在所(警察官) 西島孝さん
- ・日本大学助教授 糸長浩司さん、大学院生 杉山愛さん

- ・元三宅児童・生徒支援センター 奥住さん
- ・府中三宅会 吉沢真紀さん 外11名

【取材等】

- ・フォトグラファー カズユキ澤田さん
- ・多摩ニュータウンタイムズ 本吉寿夫さん
- ・全国農業新聞 大浦佳代さん

(順不同)

「バックナンバーについて」

三宅島「げんき農場」だよりのバックナンバーは、三宅村のホームページ「村民の広場」の「げんき農場情報」でもご覧になることが出来ます。こちらでは掲載写真が全てカラーでご覧いただけますので、インターネットをご利用できる方は是非ご覧下さい。

「村民の広場」アドレス [http://www.miyakejima.gr.jp/info\\_miyake/](http://www.miyakejima.gr.jp/info_miyake/)

# 三宅島「げんき農場」だより

発行元 三宅島「げんき農場」  
 所在地 八王子市宇津木町236-1  
 Tel&Fax : 0426 - 27 - 4355  
 e-mail : genki-farm@nifty.com

● 収穫の秋 ●

2年目の秋、げんき農場ではサツマイモ、サトイモ、アシタバの収穫と出荷の最盛期を迎えています。春先の苗や種芋の植え付け、暑い夏の除草作業等、場員の汗と努力の結果である収穫作業は楽しく、場員一同活気に満ちた毎日を過ごしています。

10月からの後期は、若干名の辞退者と補充者があり、総勢98名・5班の体制になりました。今後しばらくは大きなイベントへの出荷が控え、忙しい日々が続きそうです。足早にやって来る冬に負けないよう気を引き締めて、2度目の冬に備えます。



[サツマイモの収穫]



[アシタバの収穫]



[10月18日の試し堀り]  
結果は良好でした。

● ゆめ農園との共作 ●

今年の初夏、藤本普及員(農業改良普及センター三宅支所長)から、突然の提案がありました。

「ゆめ農園で育てたツワブキの苗をげんき農場に植えませんか」

ゆめ農園の苗でげんき農場を飾ってもらいたいとの話を聞き、すぐに受け入れを決めました。

9月、ゆめ農園で精根込めて育てられたポット苗のツワブキが大量に持ち込まれ、続いてヤシャブシ(ハンノ木)の苗も仲間入りしました。農場の外周(花壇スペース)や、防風垣用としてアシタバ畑に植えられ順調に活着し育っています。

今、げんき農場は日一日と三宅色を増しています。主役は三宅赤芽サトイモ、三宅早生サトイモ(ヒボジロ)、アシタバ、ササゲ豆などでしょうか。そして今回、ツワブキとヤシャブシが加わりました。訪れる三宅島の人達が異口同音に「三宅の畑にいるようだ」と声を上げるのを少し誇らしく思う、開設後2回目の秋を迎えたげんき農場です。



[ツワブキの植え付け]



[ツワブキで作った花壇]



[植え付けをまつヤシャブシ]

実りの秋、各種イベントに出荷

10月9日・10日の二日間、八王子の都立産業技術研究所の施設一般公開にサツマイモを提供しました。同研究所は場員を送り迎えするシャトルバスの発着場として、日頃お世話になっているところです。施設公開日に合わせてげんき農場の収穫物を配布したいとの申し出を受け、すぐに話を進めました。同研究所によりげんき農場の立派な“のれん”や写真パネルが作られ、配布場所を華やかに飾りました。

公開日当日は、全国繊維技術交流プラザも同時開催され、多くの見学者が訪れました。様々な公開技術の中には、三宅島の火山灰を利用したプリントの体験コーナーもあり、好評を博していました。サツマイモが保管中に芽を出してしまうハブニングもありましたが、出荷物の殆どが見学を訪れた人達の手に渡り、配布を担当した場員もホッと胸をなで下ろしていました。



また三宅島と友好姉妹都市として関係の深い小金井市で行なわれた「小金井なかよし市民まつり」にも、期間中一日だけでしたがサツマイモとアンタバを出荷し、無料配布させて頂きました。30回目を数える今回は、「がんばろう！三宅島」記念イベントと銘打ち、文字通り「がんばろう！三宅島」の文字も鮮やかな“のぼり”が会場の至るところにたなびき、訪れた島民の皆さんを勇気づけてくれました。

ひよどり山中生徒が訪問

秋も深まった10月18日、これまでもご近所付き合いをさせて頂いている、ひよどり山中学校の1年生65名が2人の先生に引率されて、賑やかにやって来ました。今回はサツマイモの収穫作業を体験させたいとの、先生からの要望でした。

トレーニング姿の生徒たちは、早速サツマイモ畑に整列。藤本普及員のユーマアを交えた豆(芋?)知識を受けたあと、班長さんの指導を受けてサツマイモ掘りを始めました。なかなか芋をひっぱり出せないでいた女生徒も、友達の助けを借りながら、真っ赤なサツマイモをやっと手にすることができニコリ。「大きいぞ」「変な形」…たちまち畑いっぱいには生徒たちの歓声が上がりました。

ほんの短い時間でしたが、収穫の喜びや食べ物大切さを感じ、そして考えてくれるきっかけになってくれればと思います。残念ながら、島民との交流はあまり出来ませんでした。今後も近隣の方々との交流を続けていきたいと考えています。



場員の声

新場員のご紹介

この9月まで江戸川区内で避難生活を送っていましたが、都合により東大和市に移りました。それを機会に「げんき農場」で働かせていただくことになりました。

住まいが変わるといって色々不安もありましたが、地元の方が気軽に声を掛けてくれたり、団地周辺の環境も良くホッとしています。また、げんき農場では初対面の方からも気遣いの言葉をいただき、不安や寂しさを感じている暇がないほどです。

「げんき農場」は、想像していたよりずっと広々として緑も多く、周辺の景色が見渡せるので、天気の良い日には本当に気持ちが良いところです。三宅島でも切り花を作って出荷したり、畑仕事をしていましたが、避難生活の中、このような場所で土いじりが出来ることにとても感謝しています。

まだ避難生活の終わりは見えません。もうしばらくは我慢の日々が続きますが、「げんき農場」にあれば馴染みのある顔に会うことが出来ます。それを糧に頑張っていこうと思っています。今後ともお世話になりますので、よろしくお願いします。



鎌ヶ迫国吉・みち子 (東大和市在住: 坪田)

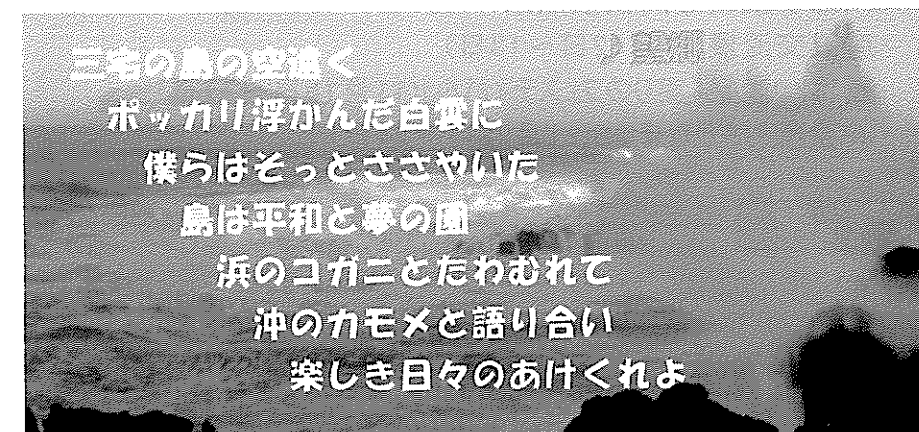
「歌と共に」

げんき農場には前期6月よりお世話になり、大変ありがたく思っています。サトイモも大きくなり、今では私など隠れてしまいます。この頃はサツマイモ掘りをしたり、自分なりに結構頑張っています。

子どもの頃、夏になると夕景浜に行き、地区の子供会などで良く歌った歌に『望郷』があります。きっと「私も知ってるわ」と思う人も少なくないと思います。ぜひ、久しぶりに口ずさんでみてください。懐かしい釜庭を思い出して頑張って帰島の日を待ちましょう。



宮原 和代 (武蔵村山市在住: 阿古)



「私とげんき農場」

早いもので此処げんき農場で働き始めて一年が経ちました。“草むしり”の文字通り、土いじり縁のなかった私が、楽しんで畑仕事出来る事に、意外な発見と大きな喜びを感じています。共同作業を通して、人と人とのつながり、触れ合いの大切さも学びました。

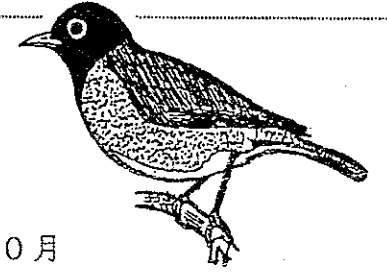
まもなく三度目の冬がやって来ますね。暗くて寒いのは嫌だけど、暖かい心と、明るい希望を持って支えて下さる農場の皆さんと共に元気に乗り切ろうと思います。



浅沼 妙子 (八王子市別所在住: 神着)

# あかこっこ

No. 90 2002年 10月



## 三宅島自然ふれあいセンター・アカコッコ館行事のご案内

アカコッコ館では、今年度、都内で行事を開催しています。11月からの行事は次のとおりです。

参加をご希望される方は下記まで、電話またはFAXでお申し込み下さい。

### ■「ボランティア自然ガイド養成講座」

自然の見方や人に伝えるための方法を、実際に野外で学びます。

資料および双眼鏡はこちらで準備します。防寒対策をして、ご参加下さい。

※参加費無料。雨天中止。

開催日時	行事名	内容	予約/定員	会場
2002年11月16日(土) 14:00-16:30	ボランティア自然ガイド養成講座②	バードウォッチングの楽しみ	要予約/定員20名	多摩川
2002年12月21日(土) 14:00-16:30	ボランティア自然ガイド養成講座③	自然のしくみと観察マナー	〃	多摩川
2003年1月18日(土) 14:00-16:30	ボランティア自然ガイド養成講座④	やってみよう自然ガイド	〃	多摩川
2003年2月15日(土) 14:00-16:30	ボランティア自然ガイド養成講座⑤	自然ガイド実習	〃	多摩川

★ 次回の発行は、2004年2月の予定です ★

□問合せ先：三宅島自然ふれあいセンター・アカコッコ館/担当 山本  
財団法人日本野鳥の会サンクチュアリ室内  
〒151-0061渋谷区初台1-47-1 小田急西新宿ビル1F  
TEL 03-5358-3517 FAX 03-5358-3608

□行事申込：電話またはFAXで、住所・氏名・電話番号を上記までご連絡下さい。

□会場：多摩川河川敷

□会場までの交通：

京王線聖蹟桜ヶ丘駅西口 14時集合。

## 三宅島の海は今！？

### ■三宅の海は今！？

2000年6月26日に始まった三宅島・雄山の火山活動は、全体的には減少傾向にあります。火口からは大量の火山ガスの放出が今なお続いています。

今回の噴火では、噴火の最初の頃に火山灰が、大量に海に入り込みました。噴火の性質そのものは、その後、初期の火山灰の噴出から現在は火山ガスによる火山活動へと大きく変化をしていますが、今なお泥流の流入などが続く中で、三宅島の海はどのような状態なのでしょう？

火山灰によって、海にすむ魚やサンゴにどのような影響が出ているのかを、ジャック・モイヤーさんが9月11日・12日に調査を行いました。

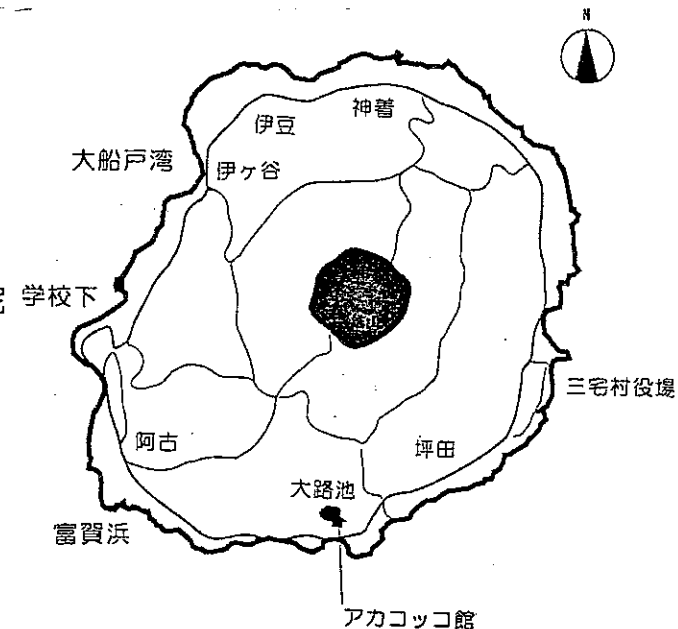
調査は、式根島を出発して、三宅島近海までを漁船で行き、漁船から「大船戸湾」、「学校下」、「富賀浜」の3ヶ所の海に潜り行きました。当日は波も比較的穏やかで、調査には適していました。今号では、その調査結果をお知らせします。

\*\*\*\*\*

### □「大船戸湾」

島の北西側にある大船戸湾は、波が比較的穏やかで、噴火前には数多くの海水魚が見られていた場所です。ダイビングの好ポイントで、たくさんのダイバーの方が訪れていました。

2000年8月18日の噴火やその後の泥流の発生により、大船戸湾には大量の火山灰が入り込みました。火山灰は現在でも、海底で30cmほどが積もったままになっています。サンゴは死に、その上には海草が生えていました。海水の透明度は悪く、生き物の多様性はかなり減って

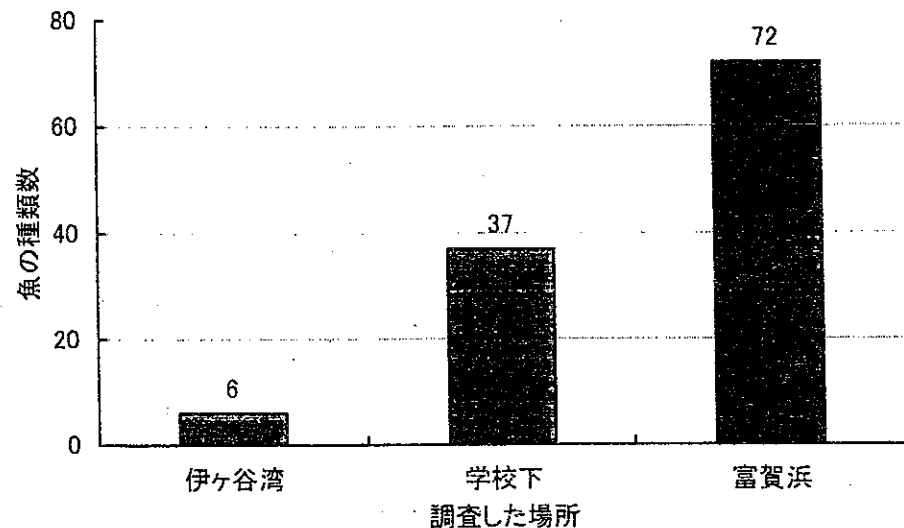




います。1970年代から2000年噴火以前の調査では、1回もぐると、70~80種類の魚が観察されていましたが、9割ぐらい減っていて、今回の調査結果では、わずかに6種類しか観察できませんでした。また、栈橋を延ばす工事が現在行われており、魚の種類が減っている理由としては、泥流と工事の影響があります。

#### □「学校下」

三宅島の西側にあるダイビングポイント、「学校下」の海にも大量に泥流は入りました。しかし、海流が早いいためか火山灰はほとんど流されています。透明度は大船戸湾に較べると良く、魚もたくさん見られました。ただ、一部では、サンゴが死に、その上に赤い海藻が生えている場所もありました。観察できた魚の種類は、噴火前に見られた種類の約半分の37種類です。三宅を代表する魚のレンテンヤッコを始めとして、その他にカンムリベラやヤマブキベラ、クロユリハゼ、ミギマキ、ミヤケスズメダイ、ソラスズメダイなどが観察されています。



#### □「富賀浜」

三宅島の南西側にある「富賀浜」は、テーブルサンゴの北限にもあたる場所で、海水魚の種類も大変豊富な場所です。

富賀浜は、1978年にはオニヒトデが発生し、テーブルサンゴに影響を及ぼしたり、大発生した貝によってサンゴが食べられたりなどの自然現象が起きましたが、その後、回復しました。ダイビングポイントとしてよく知られ、島内の小学校高学年を対象にした「富賀浜フィッシュウォッチング」が開かれたりもしていました。富賀浜には、噴火の泥流や火山灰はほとんど入っていません。

今回の調査では、富賀浜の海は非常に透明度が高く、たくさんの種類の海水魚

を観察することができました。観察された魚の種類は72種類と、噴火前とほとんど変わらない種類数です。アカハタやトゲチョウチョウウオ、フエダイ、ツノダシなどのきれいな海水魚に加えて、テーブルサンゴやエダサンゴの仲間がきれいに発達していました。クマノミもペアや若魚が観察されるなど、繁殖しているようです。黒潮がよく当たりいつもきれいに保たれていることや、生活廃水などの流入がないことも一因かもしれません。

富賀浜の海には貴重な自然が残されています。この自然は、噴火の影響を受けた場所が回復していくのに、稚魚や稚貝を供給していく場所としてとても大切です。この場所の自然を大事にしていくことを今から考えていく必要があります。

\*\*\*\*\*  
□□□□□活動紹介□□□□□

#### ○今年もカンムリウミスズメ調査を実施！

アカココ館では、1995年以降、毎年4月から5月にかけて三宅島沖の「三本岳(大野原島)」周辺でカンムリウミスズメの洋上での分布状況を調べています。

今年は5月8日に、モイヤーさん、野島の会レンジャーら計5名で、式根島を漁船で出発し、神津島東側の「祇苗島」、三宅島の「三本岳」、新島南東側の「早島」の3箇所のカンムリウミスズメ繁殖地を訪ねました。

当日は波高2m。前日までは海が荒れていて調査の実施が危ぶまれましたが、天気が回復し、どうにか実施出来ました。調査の結果、祇苗島周辺で約100羽。早島沖で約30羽。三本岳周辺で約10羽のカンムリウミスズメが観察できました。三本岳周辺のカンムリウミスズメは、例年に比べて少なめでしたが、今年も無事に三本岳で子育てをしています。

#### ○アカココ館運営計画書を作成中！

帰島後、アカココ館でどのような活動や行事を行っていくのか。帰島の目処はまだ立っていませんが、復興後の運営再開に向けて、運営計画書の作成を進めています。

#### ○「アカココ館自然だより」を再開！！

2000年噴火以前に、「広報みやけ」(三宅村発行)に掲載しておりました「アカココ館自然だより」を三宅村のホームページ「村民の広場」において4月より再開しました。三宅島の自然や島の生き物を毎月紹介していきます。ホームページのアドレスは次のとおりです。ぜひご覧下さい。

[http://www.miyakejima.gr.jp/info\\_miyake/info\\_akakokkokan\\_top.htm](http://www.miyakejima.gr.jp/info_miyake/info_akakokkokan_top.htm)

「火山灰プリント」の生産作業に従事していただく方の再募集  
【北区作業所】

平成14年10月15日号「広報みやげ」に同封した「火山灰プリント」の生産作業に従事していただく方を再度 北区作業所のみ 募集いたします。

記

1. 応募資格

現在避難されている三宅島民の方で、作業所まで通勤可能で火山灰プリントの生産作業に従事出来る方。

2. 募集期間

- ①募集期間 平成14年11月1日(金)から平成14年11月11日(月)まで  
②採用通知 平成14年11月中旬(採用・不採用にかかわらず郵便等により連絡)

3. 作業場所

- (1)北区作業所 東京都北区西が丘3-13-10 東京都立産業技術研究所西が丘庁舎  
(裏面案内図参照) 【交通】JR赤羽駅西口→王子駅行バス 西が丘1丁目下車徒歩3分  
JR赤羽駅西口→赤羽車庫行バス 国立西が丘競技場下車徒歩1分

4. 作業条件

- (1)作業内容 三宅島の火山灰を使用した火山灰プリントの生産  
(2)作業期間 ①北区作業所 平成15年1月27日(月)～平成15年1月30日(木)  
平成15年2月3日(月)～平成15年2月6日(木)  
平成15年2月7日(金)～平成15年2月14日(金)  
※2月8日(土)・9日(日)・11日(火)を除く。  
平成15年2月17日(月)～平成15年2月21日(金)

(3)作業時間 一日8時間程度

(4)賃金 6,500円/日・税込(交通費は実費支給)

(5)募集人員 12名【応募者多数の場合は抽選といたします。】

5. 問い合わせ先

観光商工整備担当課 03-5320-7785

三宅島観光協会 03-5473-9834

6. 応募方法

必ず官製はがきにて①作業所名(北区作業所)②現住所、③三宅村住所、④氏名、⑤年齢、⑥性別、⑦電話番号を記入のうえ、下記住所に応募してください。

(平成14年11月11日(月)当日消印有効)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

三宅村新宿総合事務所内 観光商工整備担当課 火山灰プリント係

# 高齢者に対するインフルエンザ予防接種のご案内

平成 13 年 11 月から「高齢者等に対するインフルエンザの予防接種」を希望する対象者に、市町村が接種を行うことになりました。

三宅村では、当該予防接種を希望する対象村民に対して、各避難先区市町村で接種できるよう特段のお願いをさせていただいておりますので、詳しいお問い合わせやお申込みなどは、避難先を所轄する保健所・保健センター・区市町村などの予防接種担当窓口へご連絡ください。

## 対象者

- 65 歳以上の方
- 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓やじん臓、呼吸器に重い病気のある方（60 歳以上 65 歳未満の方で対象となるかどうかかわからない場合は、三宅村役場保健福祉課にお尋ねください。）

## 費用について

公費負担（三宅村が負担する）額・自己負担額は避難先によって異なりますが、避難先市区町村に合わせてお願いしておりますのでご了承ください。（全額自己負担で接種された方については、避難先区市町村の公費負担額を三宅村で負担いたしますので、三宅村役場保健福祉課にご連絡ください。）

## < インフルエンザとは >

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。典型的な症状は、突然の高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などで、のどの痛み・咳・鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴であり、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多い点、流行が始まると膨大な数の人を巻き込むという点、流行すると特に 65 歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率が普段より高くなるという点などでも普通のかぜとは異なります。

## < インフルエンザの予防 >

予防の基本は、流行前の 12 月中旬頃までに予防接種を受けることで、一般的に 65 歳以上の方は 1 シーズン 1 回の予防接種で効果があるとされています。

また、常日頃から十分な栄養や休息をとること、外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いをする事などに心がけることも必要です。

※ インフルエンザ予防接種は義務ではありません。折り込み・パンフレット等をよく読み、インフルエンザ予防接種について必要性や副反応等十分ご理解うえ、ご自身の判断で予防接種を受けるようお願いいたします。

～ お問い合わせ先 ～

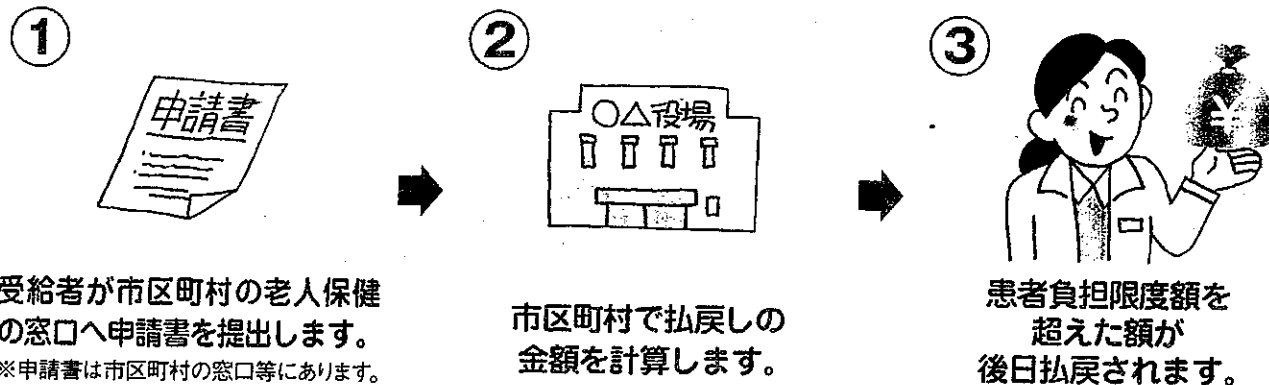
三宅村新宿総合事務所保健福祉課保健係

電話 03-5320-7827

## 患者負担の払戻しには申請が必要です

### 市区町村の老人保健の窓口へ申請します

医療費の患者負担が限度額を超えて払戻しを受けるときは、市区町村の老人保健の窓口へ申請する必要があります。申請の手続きは、次のとおりです。



#### お持ちいただくもの(例)

- 健康手帳
- 医療受給者証
- 保険証
- 預(貯)金通帳など払戻しを受ける本人各々の口座番号を確認できるもの(口座振込みの場合)
- 印かん

#### ●自分で申請できないときは

本人による払戻しの申請が難しい場合は、家族や患者本人から委託を受けた方が代理で申請手続きをすることができます。

※区分が住民税非課税に該当する方は、所得を証明する書類等を提出していただく場合があります。

くわしくは、お住まいの市区町村の老人保健の窓口にご相談ください

#### お問い合わせ

三宅村新宿総合事務 保健福祉課保健係

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁内

TEL 03-5320-7827

FAX 03-5388-1603

企画・制作・発行/国民健康保険中央会

●本紙は再生紙を利用しています。♻️100

老人保健の受給者の皆さまへ

平成14年10月1日から

# 老人保健の一部が変わりました

老人保健制度の財源は、おもに働く世代の負担と国・地方からの補助で成り立っています。いま、その費用が国民医療費の約4割を占めるようになり、医療保険財政全体を圧迫しています。そこで、誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度を守るために改革が進められています。限りある財源を大切にしましょう。

#### 改正のポイント

1

老人保健の対象年齢が段階的(5年間かけて70歳から75歳)に上げられます。ただし、すでに老人保健の対象の方はこれまでどおり老人保健で診療を受けます。

2

医療機関の窓口で医療費の1割または2割をいったん支払います。

3

医療費の患者負担が一定の限度額を超えたとき、超えた額が高額医療費として払戻されます。



# 老人保健では、診療をこのように受けます

## 老人保健の対象年齢が段階的(5年間かけて70歳から75歳)に上げられます

ただし、昭和7年9月30日以前生まれの方は従来とおり老人保健の対象(一定の障害があり、市区町村長の認定を受けた65歳以上の方も同様)です。

昭和7年9月30日以前  
生まれの方

老人保健で診療を受ける

平成14年10月1日

昭和7年10月1日以後  
生まれの方

国民健康保険で診療を受ける 老人保健で診療を受ける

平成14年10月1日 75歳

### 1 医療機関にかかるときは、次のものを窓口にお持ちください

国民健康保険  
被保険者証 + 健康手帳 + 医療受給者証

※医療受給者証には、窓口負担の割合(1割または2割)が一部負担金の割合の欄に記載してあります。

転出・転入・転居・死亡等により世帯構成や所得が変わった場合は届出が必要です

負担割合、患者負担限度額に変更があった方には新しい「医療受給者証」が交付されます。

所得の低い方には

世帯の所得が低い場合は「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、入院時の患者負担限度額および食費負担が少なくて済みます。この認定証は、お住まいの市区町村の老人保健の窓口申請して、認められた場合に交付されます。

### 2 窓口での支払いは、医療費の1割(または2割)を負担します

窓口負担の割合は1割です。ただし、現役世代の平均以上の所得のある方(一定以上所得者)は2割です。

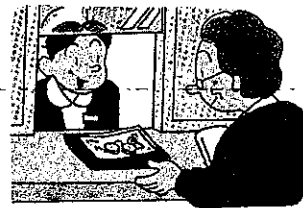
〈外来の場合〉

かかった医療費の1割または2割を医療機関の窓口で支払います。

※在宅総合診療(寝たきり老人在宅総合診療または在宅末期医療総合診療)の場合……かかった医療費の1割または2割を支払いますが、医療機関への支払いは一定の限度額(③【表1】①)までとなります。

〈入院の場合〉

かかった医療費の1割または2割を医療機関の窓口で支払いますが、その場合、限度額(③【表1】②)までの支払いとなります。



くわしくは、お住まいの市区町村の老人保健の窓口にお問い合わせください

### 3 医療費の患者負担が限度額を超える場合、後日申請して老人保健から払戻しを受けます

【表1】患者負担限度額

区分	①外来の場合(個人ごとに計算)	②世帯単位で入院と外来があった場合は合算します
一定以上所得者※1	40,200円	72,300円+(かかった医療費-361,500円)×1% [40,200円]※4
一般	12,000円	40,200円
住民税非課税Ⅱ※2	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ※3		15,000円

※1 同一世帯に一定の所得以上(課税所得が124万円以上)の70歳以上の方または老人保健対象者がいる方。ただし、70歳以上の方および老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(70歳以上の方および老人保健対象者が一人の世帯の場合:年取450万円未満、二人以上の世帯の場合:年取637万円未満)である旨申請があった場合を除きます。

※2 住民税非課税の世帯に属する方。

※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。

※4 [ ]内の数字40,200円は年4回以上、高額医療費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額です。

※患者負担限度額は同一世帯に属する老人保健対象者(国保以外の医療保険制度も含む)の患者負担を合算した限度額です。

※人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の患者負担限度額は10,000円となります。

払戻し額は、市区町村で次のように計算されます(③【表1】の区分が一般の場合)

#### ① 外来については個人ごとに計算します

医療機関でひと月間に支払った1割(または2割)の負担をすべて合計して患者負担限度額(③【表1】①)を超えたときは、超えた金額が後日払戻されます。世帯でほかにも負担した金額があれば、世帯合算します。

計算例

かかった医療費:15万円  
Aさん 窓口での支払い:15,000円  
(医療費の1割)



窓口での支払い  
(医療費の1割)  
15,000円

限度額を超えた金額  
(高額医療費)  
3,000円

後日  
払戻されます

患者負担限度額  
12,000円

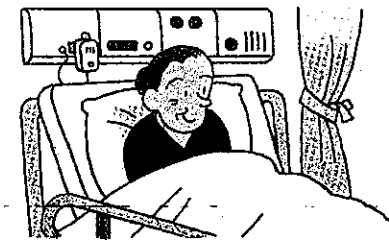
自己負担する  
金額です

#### ② 世帯に外来と入院が複数あったときは合算します

※入院の場合は、ひと月間で患者負担限度額(③【表1】②)までをそれぞれの医療機関で支払えばよいことになっています。

計算例

かかった医療費:50万円  
Bさん 医療費の1割:50,000円  
窓口での支払い:40,200円



窓口での支払い  
40,200円

限度額を超えた金額  
(高額医療費)  
9,800円

支払う必要は  
ありません※  
※老人保健が  
医療機関に支払います。

患者負担限度額  
40,200円

自己負担する  
金額です

●世帯で合算する場合  
ひと月間の外来について個人ごとに計算したあとで、さらに入院の負担額と世帯で合算します。合算した額が患者負担限度額(③【表1】②)を超えたときは、超えた金額が後日払戻されます。

計算例

かかった医療費:10万円  
Cさん(外来) 窓口での支払い:10,000円  
(医療費の1割)

かかった医療費:35万円  
Dさん(入院) 窓口での支払い:35,000円  
(医療費の1割)

Cさん 窓口での支払い  
(医療費の1割)  
10,000円

世帯で  
合算

+

Dさん 窓口での支払い  
(医療費の1割)  
35,000円

45,000円

限度額を超えた金額  
(高額医療費)  
4,800円

後日払戻され  
ます※

患者負担限度額  
40,200円

最終的に  
世帯で負担する  
金額です

※払戻される金額は、Cさん、Dさんの患者負担額に応じて振り分けられます。